**平成２５年（フ）第７９３２号**
東京都江戸川区東葛西６丁目35―７　エルムーントビサン２―306
債務者　鈴木　賢治
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第５６号**
栃木県下都賀郡岩舟町大字三谷535番地５
債務者　金田真理子
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月４日午後１時45分
宇都宮地方裁判所栃木支部

**平成２５年（フ）第１３４号**
北海道中川郡幕別町札内泉町73番地の２　町営泉町団地２―309
債務者　安田　　誠
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２５年（フ）第３３１７号**
大阪府東大阪市西岩田３丁目５番65―1119号
債務者　内田　志穂
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

## 破産手続廃止

**平成２４年（フ）第７２３号**
千葉県市川市南行徳４丁目９番25―203号　コーポ・クレール、開始決定時の住所千葉県浦安市北栄２丁目１番32号
破産者　熊川　憲一
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２４年（フ）第９７６号**
千葉市稲毛区園生町451番地15　プラザ園生201号
破産者　石原　良諭
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２４年（フ）第１１４１号**
千葉県八街市八街は４番地55
破産者　南　　富夫（旧名勇夫）
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２５年（フ）第１１３号**
兵庫県加古川市加古川町大野652番地の１
破産者　有限会社シー・クエスト
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２５年（フ）第１１４号**
千葉県船橋市芝山４丁目25番35号
破産者　金子　孝守
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２５年（フ）第２３７号**
千葉市美浜区高洲２丁目３番２棟　高洲第一団地201号、開始決定時の住所千葉市美浜区高浜３丁目５番５棟404号
破産者　作田　稔仁
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２５年（フ）第３３９号**
千葉県八千代市村上1113番地１　３街区８棟704号
破産者　秋本　寿夫
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２４年（フ）第６７３号**
千葉県柏市南柏中央６番地３　Ｓ509―ＫＩＮＧ―806号
破産者　牛山　雄志
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２４年（フ）第８０６号**
札幌市中央区南一条西４丁目７番１号
破産者　有限会社オフィスＲＢ
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２５年（フ）第１４８号**
千葉県柏市松葉町２丁目14番地４　根本アパート201号
破産者　竹井　昇司
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２４年（フ）第２１５３号**
大阪府東大阪市宝町15番10号
破産者　株式会社原田鉄工所
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第６２９２号**
大阪市福島区鷺洲５丁目４番14号
破産者　株式会社サンコープロセス
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第６７２号**
大阪府高槻市真上町６丁目27番１号
破産者　有限会社松建
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１８０７号**
大阪市鶴見区茨田大宮２―７―75
破産者　株式会社聖ハウジング
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第１６０２号**
札幌市東区北36条東23丁目８番22号
破産者　株式会社相澤塗工店
1　決定年月日　平成25年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第８７号**
北海道小樽市稲穂１丁目４番１号
破産者　小樽開発株式会社
1　決定年月日　平成25年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所小樽支部